

独立行政法人情報処理推進機構

第三期中期目標

目 次

前 文	1
I. 中期目標の期間	6
II. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	6
1. 社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上	6
1-1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化	6
1-2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取り組みの 推進	7
2. 高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材	8
III. 業務運営の効率化に関する事項	8
1. 勧告の方向性を踏まえた対応	8
2. 引き続き取り組むべき事項	9
IV. 財務内容の改善に関する事項	10
1. 資産の健全化について	10
2. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	11
3. 金融業務(債務保証業務)の適切な管理	11
V. その他事業運営に関する事項	11

(前文)

1. 更なる情報化社会を迎えた経済社会の認識

(1) 経済社会と情報技術

1) 第二期中期目標策定時の認識

第二期中期目標の「本格的情報化社会を迎えた経済社会の認識」として以下のような事項が掲げられている。今般、第三期中期目標期間を迎えるに当たっても、これらの状況認識は引き続き有効であると考えられる。

① 情報化社会の本格的到来

技術革新とブロードバンドの浸透、あらゆる社会システムや製品群がソフトウェアに大きく依存し、ソフトウェアが大規模・複雑化。ソフトウェアに対する高い信頼性を迅速に満たすため、その生産性と信頼性の向上が不可欠になっている。

② 一般利用者の保護とITリテラシーの向上

機器やサービスの利用者が個人レベルにまで拡大し、情報処理システム・ソフトウェアの不具合による事故やセキュリティの打撃がこれら個人にも影響を与えるに至る。組織・個人の全ての者に十分なITリテラシーの普及・啓発が必要となっている。

③ 利用者主導の時代

ITで何を求めるのか、どう使いこなすのかを主張する利用者が情報化を主導する時代。供給者と利用者が渾然一体となって新たな経済社会システムを創出。中小企業や地域にある事業者に至るまでITリテラシーを持つ人材を確保することが必要。

④ 不可逆のグローバル化進展への認識

情報化の進展は、人間の活動の物理的制約を低減させ、国境の役割を変える。新興国のIT事業者の本格的グローバル展開が進む中で、アジアにおけるIT供給の品質や人材の強化に我が国が積極的にリーダーシップをとることが重要。

⑤ 社会基盤：情報量の爆発的増大とコモディティの時代

ITインフラの普及に伴い、消費者からの情報発信や情報流通量の爆発的増大がコスト低下とともに進みつつある。

2) 情報処理システム・ソフトウェアの特徴

情報処理システム・ソフトウェア産業は、以下のような特徴を有すると指摘されている。ソフトウェアが複雑化・膨大化する現在において、これらの特徴は引き続き対応すべき課題であるといえる。

＜ソフトウェアを含む情報処理システムの特徴＞

- i) ソフトウェアは目に見えず、プロジェクトの状況も目に見えない。
- ii) 情報システムを構築する作業は、世の中の社会システム、ビジネスモデル等を人の思考を介して論理的に計算機の中に造り、シミュレーションすることであるので、世の中の複雑さと同じだけ、情報システムは複雑となる。
- iii) 人の知的創作物であるので、作成関係者の能力の影響が大きい(10倍～20倍ともいわれる。)
- iv) 事後的な変更が容易であると誤解されやすい。
- v) 人と人との関わりが大きく、コミュニケーション上の問題が多い。
- vi) 特に組込みソフトウェアに関しては、後で発見されたシステム・ハードウェアの問題をソフトウェアで解決することが求められることが多い。

(情報経済・産業ビジョン(平成17年産業構造審議会情報経済分科会))

情報処理システム・ソフトウェアが複雑化・膨大化する一方でこれらの構築は、過去においても現在においても、他の製造業と比較して、その構築を行う人材の力量によるところが大きい。

すなわち、情報処理システム・ソフトウェアの信頼性の確保には、効率的・効果的なソフトウェア開発手法・プロセスの深化・普及に加え、これらを構築する人材の持続的な知識・スキルの研鑽、そのような人材の持続的な供給が、ソフトウェアが複雑化・膨大化する現在において、依然として重要である。

3) 今般第三期を迎えるに当たっての認識

第二期中期目標策定後、5年間に経過したが、近年、経済社会と情報技術の関わりについて、以下のような状況が進展している。

① 技術革新・情報利活用の高度化等に起因するシステムの影響増大

ハードの技術革新とネットワークの高速化、モバイル端末の普及等により、クラウドコンピューティングが進展し、大規模なデータを利活用できる基盤が整備されたことに加え、Hadoopに代表されるビッグデータ処理技術、様々な場面から情報を集めるセンサー技術の発展により現実社会における様々な情報がデジタル化され、分析が可能になりつつある。

これらの状況を踏まえ、これまでの「効率性」を求める情報技術の利活用だけでなく、「新たな付加価値」を求める動きが活発化している。経済社会において扱うべきデータ量が増え、農業やエネルギー等においても情報技術の利活用が進展している。また、組込みソフトウェアについても、ハードが高性能化する中で、その規模は複雑化・大規模化するとともに、情報システムと組込みシステムが連携した新たなシステム構築の動きも進展している。更に公共インフラのメンテナンスの強化においても、データの利活用により安全性の向上と限られた資源の有効活用に貢献すると考えられており、データの利活用は国力に直結するものとなりつつある。

この結果、複雑化・大規模化する組込みソフトウェアや大規模データの処理基盤としての情報処理システムは一層重要になるとともに、情報処理システムの複雑化・大

規模化が進んでいる。このため、国民生活や経済活動の基盤となっている情報処理システムで一度システム障害等が発生した場合の影響範囲や深刻度も増大している。このように日々膨大なデータが生み出され、処理されることが必要となる中で、利用者視点に立ったこれら情報処理システムの信頼性の確保が一層重要となっている。

また、国民生活のあらゆる場面においても情報技術の利用が活発化しており、近年、物流・エネルギー・金融・交通等の重要インフラ分野において社会基盤を支える情報処理システムは、ますます複雑化・高度化している。第三期を迎えるにあたって、ソフトウェアの不具合、機器の故障、人為ミス等に起因するシステム障害は、日常生活や経済社会に対しての影響範囲や深刻度も増大しており、情報システム障害の発生の対策の向上がより一層重要となってくると考えられる。

②サイバー空間における脅威の増大

技術の進展と利活用の高度化が進み、ITが経済社会システムの基盤となっていく一方で、サイバー攻撃等の脅威も増大しており、情報システムの脆弱性に起因する経済社会リスクへの対応が国際社会において大きな課題となっている。

近年の脅威の変化としては、まず、特定の組織を狙い、密かに潜入し、機密情報を窃取する標的型攻撃の被害が顕在化する等、サイバー攻撃の手口の巧妙化、複雑化が進んでいることが挙げられる。また、技術進展に伴う脅威対象の拡大も挙げられる。クラウドサービスやスマートデバイスの急速な普及は、ビジネススタイルやライフスタイルを一変させた一方で、プライバシー情報の大量流出等の事件・事故も発生している。さらに、脅威対象は、インフラなどの制御システムや組込みソフトウェアを含めたIT機器・デバイス等にまで広がっており、今後、さらに、社会全体のスマートコミュニティ化が進む中で、それらの分野における脅威への対応は大きな課題となってくると考えられる。

こうした背景を踏まえつつ、今後、より一層、サイバー空間の安全確保のため、国際的な連携、そして、政府、企業、国民という主体を越えた連携により、情報セキュリティの向上を図っていくことが重要となってくると考えられる。

(2)情報政策とIPAについて

1)情報政策の流れ

我が国のソフトウェア政策は、ハードの附属物としての位置づけだった時代から、ソフトウェアの市場を作るために、旧情報処理振興事業協会による資金の供給(ソフトウェアの委託開発・債務保証)や、情報処理技術者試験による人材の見える化・育成といった政策を中心に実施してきた。また、利用範囲を広げるという観点で、医療や教育、中小企業のIT化、情報システムの適正な政府調達との推進といった分野へ政策を展開してきた。

平成13年以降は、IT戦略本部を中心にICTインフラの整備と、医療・教育・電子政府といった分野でのITの利活用を中心に政府全体で取り組んでいる。経済産業省では、技術開発や市場環境整備によるベンダーの競争力強化、中小企業や医療分野など、各産業におけるITの利活用の推進を中心に政策を実施してきた。また、ソフトウェアエンジニアリングやセキュリティ対策にも取り組んでいる。

近年は、ITによる業務の効率化のみならず、ITによる付加価値の増大を支援する観点から、検索技術の強化、農業、医療、都市交通、エネルギー等のあらゆる分野におけるITの利活用(IT融合)といった取組が中心となっている。また、複雑化する組込みソフトウェアについて、自動車用の標準となる基盤向けソフトウェアの開発や、「中小ものづくり高度化法」に基づき、中小の組込みソフトウェアベンダーの支援なども行っている。

また、平成24年には、政府CIOが設置され、電子政府の高度化による政府データのオープン化や、政府情報システムの調達や保守運用の合理化に向けた展開も加速している。また、公共データの二次利用の活用による経済活性化等を推進する「電子行政オープンデータ戦略」が策定され、具体的な取組が始まっている。

2)IPAの役割と成果

IPAは経済産業省(旧通商産業省)の政策実施機関として、独法化以前は、ソフトウェア産業への資金供給を中心に事業を行うとともに、1990年代からは、ウイルス・不正アクセス情報・脆弱性に関する情報の収集と調査分析を実施し評価を得てきた。

平成16年の独法化以降は、ソフトウェアベンダーへの支援を行うだけでなく、複雑化・膨大化するシステムを踏まえ、その開発の高度化や信頼性の確保を進めるためソフトウェア・エンジニアリング・センター(SEC)を立ち上げてソフトウェアエンジニアリングに関する調査、研究、展開を推進するとともに、年々増大するサイバー攻撃に対するセキュリティの確保にも取り組んできた。

さらに、情報処理技術者試験やスキル標準の整備、これらの一体的運用や、即戦力人材を大学で育成する観点から産学連携の推進等を、経済産業省の政策の方向性を踏まえて、実施してきた。

(第一期の主な成果)

- ソフトウェア開発支援制度を抜本的に見直し、より効果的な基盤支援事業にシフト
- 情報セキュリティに対する的確な対応や国際承認アレンジメント(C CRA)など評価・認証の定着
- ソフトウェアエンジニアリング分野における日本最大の産学官連携拠点の形成
- ITスキル標準の改訂やスーパークリエイターの発掘 等

(第二期の主な成果)

- サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)の発足
- 電子政府推奨暗号リストの改訂の推進 等
- 重要インフラの信頼性対策／組込みソフトウェア開発に関する信頼性向上指針等の策定

- 文字情報基盤の環境整備／政府調達に関する技術標準(TRM)の整備
- 3スキル標準の整理統合による共通キャリア・スキルフレームワークの開発
- 未踏人材事業によるスーパークリエイターの認定

2. IPAに求められる役割

第一期の「情報処理の推進」から第二期における「情報社会システムの安寧と健全な発展」を目指し、事業を実施してきたところである。今後は重要インフラをはじめ大規模なデータの利活用基盤としての情報システムの一層の複雑化・膨大化と、サイバー攻撃のより一層の高度化を踏まえ、「利用者視点に立った情報社会システムの安全性・信頼性の確保」を目指した幅広い施策の視点が引き続き強く求められる。

すなわち、上記のような環境の変化を踏まえ、これまでの事業の蓄積を活かしながら、「新たな情報通信技術戦略(平成22年5月・IT戦略本部)」「同工程表(平成24年7月)」「i-Japan戦略2015(平成21年6月・IT戦略本部)」「情報経済革新戦略(平成22年5月・産業構造審議会情報経済分科会)」「融合新産業の創出に向けて(平成23年5月・産業構造審議会情報経済分科会)」「電子行政オープンデータ戦略(平成24年7月・IT戦略本部)」等を踏まえつつ、次期中期目標期間においては、膨大化・複雑化する情報社会システムを、利用者の視点から安全性・信頼性を確保するための施策の一端を担う政策実施機関として、以下の2つを大きな旗印として、その取組を進めていくものとする。

(1) 社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上

- 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化
- 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取り組みの推進
- 公共データの利活用など政府方針に基づく電子行政システムの構築支援

(2) 高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材

- トップクラスの若手人材の発掘と育成
- 融合IT人材と情報セキュリティ人材に関するスキル標準整備

なお、政策評価における指摘などを踏まえ、今後行う事業については、国として実施すべき施策か否か、IPAの知見が最大限活かせるものか否かに留意する。

事業実施に際しては、当該事業が社会にどのように裨益したかを測定する指標などを設定するとともに、個々の事業については、その進捗や内容について不断の見直しを行うものとし、事業の展望を明確に定め、可能な限り民間への移管等推進するものとする。

3. 平成28年7月29日における中期目標の変更について

IPAの目的、業務の範囲等について定めた「情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)」(以下、「情報処理促進法」)が、平成28年4月15日に改正され、

IPAの業務に係る変更が行われたこと等を受け、第三期中期目標の変更を行うこととなったことから、同変更の背景、経緯等について、本項に記載する。

平成25年3月1日に定めた第三期中期目標の初版では、サイバー空間における脅威の増大等の認識の下に、IPAに求められる役割を「社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上」「高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材」と定め、IPAにおいては、セキュリティ対策や、セキュリティ人材の育成に係る業務の強化をはかってきたが、その間においても、サイバー攻撃の脅威は深刻化が進み、社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化は、重要となっていた。こうした背景の中、平成26年11月には、サイバーセキュリティ基本法が制定され、平成27年1月には、同基本法の全面施行に伴い、サイバーセキュリティ戦略本部及び本部事務局である内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下、「NISC」という）が、サイバーセキュリティに関する政策展開及び事案対応の指令塔として発足した。こうしたことを受け、IPAにおいても、戦略本部の下で、セキュリティの専門機関として所要の取組やNISCへの協力を行ってきた。

こうした中、平成27年5月には、日本年金機構において、サイバー攻撃により個人情報外部に流出する事案が発生し、同事案を踏まえ、政府は、独立行政法人や、府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人も含め、広く政府機関等における更なる対策の強化が求められることとなった。さらに、あらゆる組織、ヒト、モノがつながっていくIoT化の進展は、サイバー空間を更に拡大し、政府機関のみならず、民間事業者を含めた社会全体のサイバーセキュリティ強化に向け、サイバー空間全体に係る人材の確保・育成や情報共有などの基盤整備を政府機関が中心となって推進していくことが必要となった。かかる状況を踏まえ、政府においては、平成27年9月4日に新たなサイバーセキュリティ戦略を閣議決定し、政府機関を守るための取組、国民・社会を守るための取組、人材の育成・確保等の施策を戦略的に推進していくことを取りまとめた。

その後、同戦略の施策を具体化するものとして、政府においては、「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の更なる機能強化に関する方針」（平成28年1月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を策定し、NISCの行う監視業務の対象範囲について、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等（以下、「独法等」という）まで拡大し、NISCの監督の下、IPAにおいて、その有する知見を活用して監視体制を構築することが定められた。また、人材育成については、同戦略の施策を具体化するものとして、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を策定した。さらに、同戦略に基づく国としての取組を法的に措置するため、平成28年第190回国会に、「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の提出を行い、同法案は、4月15日に成立した。改正法では、以下の事項が措置されている。

○情報システムへの不正な活動に対する国による監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独法等をその対象とすること。

○サイバーセキュリティ戦略本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の

基準の作成及び当該基準に基づく監査並びにサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する原因究明のための調査に関するもの等について、国の行政機関、独法等を対象とすることとし、それらの事務の一部を、IPAに委託することができること。

○情報処理安全確保支援士制度を創設し、事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とすることを規定するとともに、情報処理安全確保支援士試験及び情報処理安全確保支援士の登録に関する規定等を整備すること。

○この他、IPAが行うサイバーセキュリティに関する調査に係る公表の方法・手続等所要の規定を整備すること。

これらの政府決定や改正法の措置により、IPAにおいては、「独法等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査に関する業務」及び「情報処理安全確保支援士制度に関する業務」が追加されることとなり、また、脆弱性対策に係る業務のうち、情報の公表に関して、法律に基づく方法・手続に則って実施されることとなった。

以上の経緯を経て、同改正法の趣旨やサイバーセキュリティ戦略等の政府決定等を踏まえ、本中期目標を変更することになったものである。

(本文)

I. 中期目標の期間

IPAの平成25年度から始まる第三期における中期目標の期間は、5年(平成25年4月～平成30年3月)とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上

1. 社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上

1-1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化

(重要業務実績評価指標(KPI))

- 重要インフラ等に対するサイバー攻撃に関する情報共有の取組みについて、IPAが情報を収集・提供する産業分野を深化・拡充する。(現状、重工・電力・ガス・石油・化学の5分野)
- ウイルス等のIPAが収集・分析・提供・共有した情報等に関し、当該情報等が提供・共有された企業・個人の、当該情報等に対する満足度の割合を80%以上とする。
- 情報セキュリティに関する信頼できる情報源としてのIPAに対する期待の割合を25%以上とする。(2011年:19%、2012年:20%)
- 標的型攻撃などサイバー攻撃の脅威への対応策に関するガイドライン等のIPAの成果について、普及能力を倍増する。(現状、定期的周知4万社、普及活動に協力するITコーディネータ等250名)
- 情報処理促進法第43条第3項の規定に基づく脆弱性情報等の公表に係る業務の実施のために必要となる運用ガイドライン及び体制を、ステークホルダーとなる関係団体と調整の上、改正情報処理促進法の施行後、遅滞なく、整備する。^{※1}
- 独法等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査を、NISCからの指示等に基づき、着実に実施する。^{※2} また、意欲的目標として、以下の2点を定める。
 - (1)セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮することによって、監視、監査、原因究明調査業務に対する効果的な改善の提案を行う。^{※3}
 - (2)セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮することによって、人材育成、製品・技術評価等において、価値の高い成果を得る。^{※4}

(注)※1は有識者からの意見等に基づき評価。※2・※3は、NISCからの意見に基づき評価。※4は、NISCの協力を得て、有識者からの意見等に基づき評価。

なお、個々の事業がどの程度貢献したのかを確認できる指標を、中期計画や年度計画において定めるとともに、それら事業の評価に際して活用する。

(1) サイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

- 1) 標的型攻撃や新種のコンピュータウイルス等のサイバー攻撃に対する対策の実施

- 2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施(情報処理促進法第43条第3項の規定に基づく情報の公表に係るものを含む)
- 3) 重要インフラ分野や制御システム等の社会的に重要な情報システムに関する対策支援 等

(2) 情報セキュリティ対策に関する普及啓発

- 1) ITを利用する企業や国民に向けた積極的なセキュリティ対策のための情報提供
- 2) セキュリティ・プライバシーに関する状況の調査・分析と情報提供
- 3) 各国の情報セキュリティ機関との連携を通じた最新情報の交換等 等

(3) 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施

- 1) ITセキュリティ評価・認証制度の手続きの改善、評価人材の育成等
- 2) 情報セキュリティ対策の国際標準化や新たな手法の開発に係る国際貢献
- 3) 暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)に関する取組等
- 4) 政府調達等を行う機器のセキュリティ要件、認証製品の情報提供 等

(4) 暗号技術の調査・評価

- 1) 民間セクターにおける暗号利用システムの適切な活用や円滑な移行のための情報提供
- 2) 最新技術動向の情報収集 等

(5) 制御システムの国際的な認証制度への取り組み

- 1) 制御システムのマネジメントシステム適合性評価スキームの確立に向けた取組 等

(6) 独法等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査

- 1) NISCの指示に基づく、独法等の情報システムの監視の実施
- 2) サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく、独法等の情報システムに対する監査、原因究明調査の実施

1-2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取り組みの推進

(重要業務実績評価指標(KPI))

- 情報処理システムに係る障害情報について、電力・ガス等の主たる重要インフラ等の産業分野から新たに情報を収集する。
- 情報処理システムの信頼性の向上に係る成果の有効性(役立ったと回答する者の割合)を50%以上とする。(2012年:42%)
- 情報処理システムの信頼性の向上に係るガイドライン等のIPAの成果について、企業等への導入率を35%以上へ高める。(2011年:31%、2012年:30%)

なお、個々の事業がどの程度貢献したのかを確認できる指標を、中期計画や年度計画

において定めるとともに、それら事業の評価に際して活用する。

(1) 重要インフラ分野の情報処理システムに係る障害情報の収集・分析及び対策

- 1) 重要インフラシステム等の障害情報の収集・分析
- 2) 重要インフラシステム等障害の再発防止の導入促進や事例に対する対策支援

(2) 利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進

- 1) ソフトウェア品質説明力の強化の促進
- 2) ソフトウェア信頼性の見える化促進のための環境整備

(3) 公共データの利活用など政府方針に基づく電子行政システムの構築支援

- 1) 電子行政システム間の効率的データ連携に必要な技術標準の整備
- 2) 電子行政システムを中立・公平に調達するためのガイドラインの整備 等

(4) ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携

- 1) NIST、IESE、SEI等の海外の代表的機関との情報交換、国際連携
- 2) SECで確立した手法等の国際標準化

2. 高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材

(重要業務実績評価指標(KPI))

- 若い突出したIT人材の発掘において、特に秀でてしていると認定される者(スーパークリエータ)の割合を30%以上とする。(2011年:21%)
- 情報セキュリティ人材の能力整備基準(スキル指標)の企業での活用率を30%以上とする。(2010年:19%、2011年:20%(一般的なIT人材の能力整備基準活用率))
- 2020年までに情報処理安全確保支援士の登録を3万人超とすることに向けて、第三期中期目標期間内に情報処理安全確保支援士の試験、登録、講習を開始し、着実に実施するとともに、情報処理安全確保支援士の普及促進の観点から、情報処理安全確保支援士が担う代表的な役割モデルの3種以上の構築、情報処理安全確保支援士制度の企業認知度50%以上の達成を実現する。^(注)

(注) 情報処理安全確保支援士の評価指標における目標水準の考え方は、以下の通り。

- ①役割モデル: IT企業、ユーザ企業、セキュリティオペレーションセンター(SOC)／シーサート(CSIRT)等といった活躍現場の大まかな類型で、まずは検討することを想定し、目標水準を設定。
- ②企業認知度: 「IT人材白書2016」(IPA調査)によれば、情報セキュリティ人材育成について、「継続的に実施し、活躍できる場がある」と回答した企業は、12.6%(下表 a)に止まっている。現時点で情報セキュリティ人材育成を「検討していない」企業に対しては、まずは情報セキュリティ対策の必要性の理解や経営者層の意識改革を促す取り組みを行うことが先決であるため、情報処理安全確保支援士制度を定着させる最初のターゲットとしては、比較的問題意識が高い企業(下表 a+b+c:51.4%相当)をとって、確実に浸透させるという考え方にに基づき「50%以上」のKPIを設定。

<情報セキュリティ人材育成状況(IT人材白書 2016より)>

	N(総数)	a(%)	b(%)	c(%)	d(%)
IT企業	1,017	14.8	29.0	15.8	40.3
ユーザ企業	771	9.7	10.4	20.4	59.5
合計	1,788	12.6	21.0	17.8	48.6

- a: 継続的に実施し、活躍できる場がある
 b: 育成計画に基づき着手している
 c: 育成計画はあるが実施できていない
 d: 検討していない

また、モニタリング指標として、以下を定める。

- ・情報処理安全確保支援士登録者数
- ・情報処理安全確保支援士制度を活用する意向のある企業の割合

なお、個々の事業がどの程度貢献したのか確認できる指標を、中期計画や年度計画において定めるとともに、それら事業の評価に際して活用する。

(1) トップクラスの若手人材の発掘と育成

- 1) 未踏人材育成事業による若手エース人材の育成と発掘
- 2) セキュリティキャンプ事業を通じた若手セキュリティ人材の発掘

(2) 融合IT人材と情報セキュリティ人材に関するスキル標準整備

- 1) 融合IT人材に関するフレームの整備
- 2) 情報セキュリティ人材に必要なスキル・タスクの分析と整備

(3) 情報処理技術者試験の活性化・効率化と収益改善

- 1) 経済社会情勢や技術的なニーズを踏まえた情報処理技術者試験の不断の見直し
- 2) 持続的な運営を可能とするための収益の改善

(4) 情報処理安全確保支援士に係る試験・登録・講習の実施等

- 1) 情報処理安全確保支援士に係る試験、登録、講習の実施体制の整備及び着実な実施
- 2) 情報処理安全確保支援士制度の普及促進

(5) その他

- 1) スキル標準を統合した共通キャリア・スキルフレームワークについての民間を含めた実施体制の構築
- 2) 産学連携事業の情報ハブについての民間を含めた実施体制の構築

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 勧告の方向性を踏まえた対応

(1) 各事業についてIPA実施の妥当性・出口戦略の不断の見直し

- ① 国の政策実施機関として、IPAが担う任務・役割分担を明確にした上で、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化を行う。
- ② 事業の実施に際しては、客観的に達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示しつつ、不断の見直しを行う。

(2) 運営費交付金の適正化

事務及び事業の規模について抜本の見直しを行い、運営費交付金の予算規模を適正化するとともに、執行管理体制を強化し、毎年度の運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で、適正な計画的執行を行う。

(3) 戦略的な組織マネジメント・人材マネジメントの実施

- ① 事業選択や業務運営の効率化に客観的に分析した結果を反映させること等により見直しの実効性を確保することや事業実施前の方針、運営方法等が有効かつ効率なものかどうか検証できる仕組みを新たに法人内に設けることにより、内部統制の更なる充実・強化を図る。
- ② IPAにおける専門性・特殊性の高い業務を継続していくために、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化するとともに、中長期的な視点に立った人材の育成を図る。

2. 引き続き取り組むべき事項

(1) 高度情報化社会の急速な進展に伴う諸課題への緊急対応

今後、情報セキュリティ問題の複雑化や、情報システムの脆弱性に起因する問題が顕在化し、機構の成果に対するニーズに応えつつ、第三期中期目標期間においては、そうした諸問題に対して第二期までに培った経験・ノウハウをベースに、外部からの専門家の雇用や、機構内においても、部門間の枠を超えた対応や、緊急時の機動的な対応が可能となるよう、新たな諸問題に柔軟かつ迅速に対応出来る組織運営を実施する。

(2) 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- ① PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しを行う。
- ② 部署間連携の強化など、サービスの質の向上・業務運営の効率化を促進するため、機動的・効率的に組織を運営する。
- ③ 業績評価制度の徹底、外部研修活用を積極的に行い、職員的能力向上を図る。

(3) 戦略的な情報発信の推進

① ITに係る情報収集・発信

- i) 内外の産業動向・技術動向等を常に把握し、積極的な情報収集、情報発信を行う。
- ii) ITに関する統計的調査・分析を実施する。

iii) 専門人材(PM等)についての情報を整備し利便性の高い情報提供を行う。

②戦略的広報の実施

i) 事業成果について経済社会に対する効果や貢献に関し、調査を行い、その結果について広く公開し、国民の理解を得るとともに、国民一般における認知度の向上に努める。

ii) 事業成果については、事業終了後早期に公開する。

iii) 事業の成果発表会を開催するなど、積極的な成果普及に努める。

iv) IPAグローバルシンポジウム及びIPAフォーラムにおいては、実施効果に関し厳格な分析・評価を行った上で、情報発信及び成果普及の方法等の在り方について抜本的見直しを行う。

③業務・システムの最適化

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」等の政府の方針を踏まえ、「業務・システム最適化計画」に基づき、各業務における事務の電子化をより一層推進し、顧客ニーズに応じた電子サービスの利便性の向上を図る。

④先進的な内部統制への取り組み

組織の効果的・効率的な運営管理に資するため、機構の透明性を確保するとともに、リスク管理、コンプライアンスの強化を図るなど内部統制の確立を図る。

(4) 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、当該中期目標期間中、一般管理費(人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く)について毎年度平均で3%以上の効率化、業務費についても新規・拡充分を除き3%以上の効率化を行う。また、給与水準については、国家公務員の給与構造改革等を踏まえて、役職員給与について、適切に見直しを実施する。さらに、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(5) 調達適正化

一般競争入札の導入・範囲拡大等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化を図る。具体的には、随意契約については、法人が毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取り組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施することとする。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 資産の健全化について

- (1) 自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、適切な受益者負担を求めていくこととする。
- (2) 各事業横断的な取り組みとして、地方開催でのセミナー・イベントについては、IPA主催方式から、講師派遣方式に切り替えるものとし、相応の受益者負担を求める。
- (3) 情報処理技術者試験については、受験手数料収入による財政基盤を確立し、円滑な事業運営を図る。
- (4) 決算・セグメント情報の公表の充実等、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する。
- (5) 保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施する。
また、IPAの資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

2. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

地域ソフトウェアセンターの経営改善及び継続の見極め

- (1) 地域ソフトウェアセンターについて、設立趣旨及び事業展開に留意しつつ、出資総額に対する繰越欠損金の割合を可能な限り、当該中期目標期間中に減少させる。
- (2) 第三期中期目標期間において黒字化への転換が見込めないセンターで、かつ、一定の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間内に解散に向けた取組を促すものとし、解散分配金を速やかに国庫納付するものとする。

3. 金融業務(債務保証業務)の適切な管理

- ①債権の適切な管理等必要な業務の継続実施。

V. その他事業運営に関する事項

管理業務の合理化を図り、管理業務に関わる支出額（人件費）の総事業費に対する割合を抑制するものとする。